

## 地方税における QR コード規格に係る検討会（令和 3 年度第 3 回） 議事概要

- 1 日時：令和 3 年 6 月 23 日（水） 15：30～16：45
- 2 場所：オンライン開催
- 3 議題
  - ・地方税における QR コードの統一規格について
- 4 資料
  - ・資料 1 令和 3 年度第 2 回検討会における主な意見
  - ・資料 2 地方税における QR コードの規格に係る検討会取りまとめ（案）
- 5 議事概要

事務局より、資料 1、2、参考資料について説明を行い、その後、意見交換を行った。

### ○構成員、●事務局

- ・格納項目について
  - 統一規格への URL の格納を断念する場合、数字情報だけになることにより、納税者から地方団体に対する問合せが殺到する、という懸念がある。
  - URL を格納しないことで、今回の統一規格をスマホカメラで読みこむと数字だけが出るようなかたちになる。これについて、例えば、納付書の裏面あるいは封筒に eLTAX の URL にジャンプするための別の QR コードを付すといった対応、全国の地方団体において共通して使っていただける注意書きを案で示す等の対応が考えられる。本件も今後検討ではあるが、アドバイス・指摘があれば教えていただければと思う。
- ・QR コードの生成について
  - プリンタが 400dpi の場合、セルサイズ 0.28 mm 以上として生成すると、サイズが「13.0175mm」になる理解。基準の「13.0 mm」から上振れすることになるが問題ないか。
  - 資料では小数点以下 1 位までしか記載していないが、資料に記載の諸条件に従って生成されるものについては問題ないと考えている。
- ・対象団体について

○ 広域連合は eLTAX に対応しておらず、入金する術がないため、QR コード対応はできないという認識でよいか。

● eLTAX において技術的に不可能ということはないと思うが、ご指摘を踏まえて対応を検討したい。

・対象税目について

○ 「国民健康保険料」は対応できないという認識で相違ないか。

○ 4 税目の当初課税分以外の随時分・督促分・再発行分、および 4 税目以外の普通徴収分について、令和 7 年度の標準システム導入時には、すべての納付書への対応が必須となると想定しておいてよいか。

● 「国保料」やそれ以外の地方公金についても、技術的には対応不可とは考えていない。ただし、地方税共同機構が地方税以外の公金も含めて対応できるのかという点や、他省庁と協議が必要な事項でもあるため、対象については引き続き検討したい。

● 4 税目の随時課税分等のうち、固定資産税・軽自動車税については、システム標準化の対象業務であるため、遅くとも令和 7 年度中の対応をお願いすることになる。他方、自動車税はシステム標準化の対象とはなっていないものの、市町村における対応を踏まえ、必須の対応をお願いしたい。それ以外の税目について、令和 7 年度の時点で必須とすべきかは、できるだけ多くの納付書に QR コードがつく方が望ましいという点はあるが、システム改修の費用対効果も踏まえた検討が必要ではないかと考えている。

・コンビニ用バーコードとの併存について

○ QR コードとバーコードの併存の関係で、実際に納付書に印字する際、それぞれのコードを少し離れた位置に印字することが読取に当たっては良いのではないか。

● ご指摘のとおり。自治体への周知も検討したい。

・案件特定キー等の印字について

○ QR コードを使った納付について、QR コードの情報のみで納付が可能となる理解。当初課税分以外の再発行等の納付書については、地方団体の判断で、案件特定キーの印字はせず、QR コードのみ印字する、という対応を行っても良いか。

● 券面に案件特定キーの印字がない場合、相手方が案件特定キーの正しさを確認できないという問題があるため、印字いただく想定である。ただし、QR コードが印刷された納付書が増えた方がよいので、今後とも事情をお聞かせいただきたい。

・支払期限について

○ QR コード付きの納付書で、支払期限を超過した場合、QR コードで受付可能か、あるいは、QR コードがない普通の納付書として受付可能か。

- 納期限後の納付について、支払期限内であれば、金融機関から各自治体への収納の受入れ確認は不要で良いか。
- eLTAX やスマホ納税では支払期限経過後の納税は出来ないということで考えており、金融機関でも QR コードを用いた納税は出来ないとすることが考えられるが、今後、金融機関との協議が必要と考える。
- QR コードの支払期限内であれば、特段の確認は不要と考えている。

・延滞金の取扱いについて

- 「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QR コード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはない。」とあるが、一部の金融機関では導入するという事か。
- 現在、各自治体と指定金等との取決めにより、納期限経過後の案件については、本税とあわせて延滞金等を収納するケースもあると認識している。今後はすべての金融機関において収納可能となり、そういった対応をすべての金融機関にお願いすることは無理だろうと考えている。ただし、個別の地方団体・金融機関の交渉のなかで、今後も従来のかたちを継続することも場合によってはあり得るだろうと思ひ、そこを排除するものではないと考えている。

・金融機関における納税済通知書、原符の取扱いについて

- QR コードによる納付後の、各金融機関における文書・データの保存年限について、何らかの指針が国から示されるか。
- 今後、調整・検討が必要と認識している。どういったかたちで示せるか、いつ示せるかは未定だが、ご意見・要望が強い部分と認識している。

・手数料について

- 指定金融機関等以外の手数料はどのように設定されるか。
- 今後協議が必要な事項と認識。契約体系としては、地方税共同機構と金融機関が契約することとなり、その手数料についても、両者の契約関係で決まってくるものとする。

・納付情報データについて

- 納税者の納付から地方団体へのデータ到達までの日数は一定か。
- スマホ操作は即座に eLTAX に情報が伝達される一方、金融機関窓口では一括伝送方式とすると一定の日数が掛かる。データの到達日数が変わると、市町村の収納システムにも影響が出るという話も聞いているため、できるかぎり早い時期に、各ルートにおける到達期間について一定の目安を出していきたい。他方、QR コードの規格が決定された以降、各金融機関においても検討が具体化していく状況と考えられ、すぐ示すことは難

しいためご理解いただきたい。

・財政措置について

- 任意対応部分に対する財政的な支援はあるか。
- 今後、どのような措置が可能かということを考えていく段階である。これまでの財政措置を参考にするとすれば、地方財政措置のなかで、標準的な改修規模として措置するというやり方になる。この「標準的な改修規模」を算定するときに、4税目以外も含めるのかという点は、全国の自治体の対応予定もみながら考えたい。

(以 上)